
テロリズム防止関連諸条約の管轄権規定形成における「法の一般原則」の機能

日本大学危機管理学部 教授 安藤 貴世

- I はじめに
- II 義務化された管轄権の適用基準
- III 義務化されなかった管轄権の適用基準
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

今日の国際社会が直面する最大の危機の1つとしてテロリズムが挙げられることは言うまでもなく、またその発生は後を絶たない。テロリズムを如何に抑止し、さらにその処罰を確保するかは、危機管理分野における重要な課題でもある。国際法はこれまで、テロリズムの個別類型ごとに多数国間条約を作成し、各犯罪類型の構成要件を定め、締約国の裁判管轄権を設定し、犯罪人引渡し等に関する締約国間の国際協力について定めるという手法により、テロリズムに対する対処枠組みを形成してきた。こうした手法の背景には、依然としてテロリズムの国際法上の一般的定義が確立していないことがあるが、これまでに作成され発効済みの13の条約（以下、テロ防止関連諸条約）は¹、テロリストに「逃げ場」を与えないという体制を構築することをとおし、テロリズム犯罪の抑止・処罰の強化を試みてきたのである。

一連のテロ防止関連諸条約のうち、処罰規定の原型を定めたのは航空機不法奪取防止条約（1970年、以下、ハーグ条約）であり、そこでは犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する締約国（以下、直接利害関係国）に対し裁判管轄権の設定を義務付けるとともに、容疑者が自国に所在する締約国（以下、容疑者所在国）に対しては、その者を直接利害関係国に引き渡さない場合に裁判管轄権を設定する義務が課されている²。

こうした管轄権のいわゆる二層構造は、ハーグ条約以降のテロ防止関連諸条約に引き継がれているが³、このうち本稿では前者の直接利害関係国の管轄権に焦点を当てる。当該犯罪行為に対し管轄権を有する直接利害関係国の範囲はハーグ条約以降順次拡大を重ね、人質行為禁止条約（1979年）では、犯罪行為地国、容疑者国籍国、被強要国、被害者国籍国の管轄権が設定されることとなった。これらは順に、管轄権行使に関する原則、すなわちその適用基準のうち、属地主義、能動的属人主義、保護主義、受動的属人主義に基づくものであるが⁴、このうち属地主義および能動的属人主義はいずれのテロ防止関連諸条約においても、各締約国に対し当該管轄権を設定する義務を課するという「義務的」な管轄権

として規定されている。対して、受動的属人主義に基づく管轄権は人質行為禁止条約において初めて規定されて以降一貫して、当該管轄権の設定を各締約国の裁量に委ねるという「任意」の管轄権として設定されている。他方で保護主義に基づく管轄権は人質行為禁止条約において義務的な規定として設定されているものの、その後の海洋航行不法行為防止条約（1988年、以下、SUA条約）以降は受動的属人主義と同様の任意規定へと変化している。

本稿は、このように直接利害関係国の種別、すなわち管轄権の適用基準に応じて、条約上の規定方式が異なる点に注目し、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成について、各国国内法に共通する原則としての「法の一般原則」の観点から検討することを目的とするものである。換言すれば、テロ防止関連諸条約の管轄権規定を素材として、国際法における法定立、すなわち国際立法という場面において法の一般原則が有する機能について明らかにすることを試みるものであり、より具体的には、それぞれの管轄権行使原則が法の一般原則としての位置づけを有するか、また法の一般原則としての性質がテロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成にいかに関与しているかという検討をおし、義務規定か任意規定かという管轄権規定方式の相違が生ずる理由を示すことを目指す。

本稿の構成は以下のとおりである。まず本章第2節において、管轄権行使原則と法の一般原則との関係について先行研究を整理する。IIでは管轄権行使原則のうち、テロ防止関連諸条約において義務化された適用基準として、属地主義および能動的属人主義について検討する。IIIでは、テロ防止関連諸条約において義務化されなかった管轄権の適用基準として、保護主義および受動的属人主義について検討する。IIおよびIIIでは、それぞれの管轄権行使原則がテロ防止関連諸条約において規定された経緯について、主として、各条約の起草作業に当たった国連等の国際機関の一次資料（条約草案を起草・検討した諸会議の議事録など）を検討し、各管轄権行使原則の法の一般原則としての性質と管轄権規定形成との関係について考察する。IVは結論として、それぞれの管轄権行使原則の法の一般原則としての位置づけについて総括したうえで、それがテロ防止関連諸条約の管轄権規定の形成において如何に機能・作用しているか、すなわち法定立における「法の一般原則の機能」について明確化する。

なお本稿では、検討対象を、13のテロ防止関連諸条約のうち、ハーグ条約からSUA条約に限定する。これは、ハーグ条約が一連のテロ防止関連諸条約の処罰方式の原型であること、人質行為禁止条約において本稿が対象とする4つの管轄権行使原則がすべて規定されたことに加え、SUA条約において保護主義に基づく管轄権が義務規定から任意規定へと変化したことを踏まえたものである⁵。また既述のとおり本稿では、直接利害関係国の管轄権の適用基準に焦点を当て、容疑者所在国の管轄権の基礎である普遍主義は検討対象から除外する。

議論の前提として、本稿における「法の一般原則」とは、「諸国の国内法で共通に認められている原則」で国際関係に適用可能なもの、とする⁶。さらに本稿で言及する一連のテロ防止関連諸条約では、条文原文（英語）の“jurisdiction”という語の公定訳として「裁

判権」という語が充てられているが、条約の条文における“jurisdiction”は、自国刑法の場所的適用範囲、すなわち刑事管轄権を意味するものであり⁷、また、本稿が検討対象とする条約の条文における刑事管轄権とは、裁判管轄権を意味するものである。従って本稿では、条約本文を直接引用する場合や先行研究において用いられている場合を除いては、「裁判権」という用語は用いず、「管轄権」又は「裁判管轄権」という用語を用いることとする。

2 管轄権行使原則と法の一般原則との関係に関する先行研究

本稿は、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成について、法の一般原則の観点から検討することを目的とするものであるが、本節ではまず先行研究をもとに、管轄権行使原則と法の一般原則との関係について整理する。

刑事管轄権の行使に関する基本原則のうち、属地主義以外のものは管轄権の域外適用に該当するが、ロチューズ号事件にみられるように、管轄権の域外適用をめぐるのは主権内在説と特定権限説の2つの立場が存在する⁸。このうち主権内在説とは、法定立が国家の自由に委ねられ、各国は自国の主権に基づき自由に内国刑法の場所的適用範囲を決定できるというものであり、ロチューズ号事件においてトルコが主張した立場である。対して、特定権限説とは、同事件においてフランスが依拠した立場であるが、刑事管轄権は原則として自国領域を超えて行使され得ず、刑事管轄権の域外適用は、それを正当化する「国際法上の許容原則」により基礎付けられねばならないというものである⁹。これは、諸国が国内法の適用に当たり、領域原則、国籍原則等を採用していることに着目し、これらの国際的に承認された原則に基づく管轄権行使のみが認められるという主張であるとも言える¹⁰。

上記の2つの見解のうち、学説上は特定権限説の立場が通説とされているが、さらに、後者の立場における「国際法上の許容原則」が意味するものとして、これを法の一般原則と結びつけて捉える立場が学説上多く見出される。例として、1935年の「刑事管轄権の域外適用に関するハーバード草案」（以下、ハーバード草案）が挙げられるが¹¹、これは、後に国連国際法委員会の初代委員長となった、ハーバード大学のマンリー・ハドソン（Manley Hudson）教授を責任者として、国際法に関する様々な論点に関し、1920～30年代にかけてハーバード大学ロー・スクールの国際法研究（Harvard Research on International Law）により作成された条約草案の1つである¹²。このハーバード大学による一連の条約草案作成作業は、その後、国連国際法委員会における法典化作業に影響を与えたほか、1935年のハーバード草案において示された刑事管轄権の域外適用に関する構造は、それ以降、管轄権に対する国際法の取組みの基盤となっており¹³、国際刑事法分野における重要な研究と位置づけられる。

ハーバード草案は、「法の一般原則に依拠する」としたうえで管轄権行使に関する諸原則を列挙しており¹⁴、これは、諸国がこれらの諸原則による管轄権行使を承認しているからこそ、国際法上もその行使が許容されるとする特定権限説に立つ立場であるとも言える¹⁵。

またロバート・ジェニングス（Sir Robert Jennings）教授は、例えば行為の結果発生国が管轄権を有するとする客観的属地主義の原則について、これが文明諸国により認められた法の一般原則であることから、その適用が認められることは明らかであると指摘する¹⁶。同様に小寺彰教授は、特定権限説について、諸国により承認された原則を国内法の共通原則たる「法の一般原則」と捉えて、法の一般原則により正当化し得る範囲で管轄権行使が許容されると捉える立場と言い換えられるとする¹⁷。さらに竹内真理教授は、特定権限説においては、国際法上の法の一般原則により根拠付けられない国内法上の規則は、管轄権の基礎を欠き、国際法平面において無効である旨指摘している¹⁸。

以上から、特定権限説における「国際法上の許容原則」とは、諸国により承認され、諸国の国内法の共通原則たる「法の一般原則」から引き出される国際法上の原則を意味するのであり、すなわち、従来からの管轄権理論の通説においては、管轄権行使の根拠を「法の一般原則」に求めていると言える。このように、管轄権行使原則と法の一般原則との関連性については先行研究の多くが指摘しているところではあるが、他方でこれまでに、国際法における法定立の場面、すなわち、例えば条約における管轄権規定の形成において法の一般原則がどのように作用ないし機能しているかという点に至るまで検討を行った先行研究は見出されない。先に述べたとおり、本稿はテロ防止関連諸条約の管轄権規定を対象として、管轄権行使に関する各原則の法の一般原則としての性質が、条約の管轄権規定の形成にいかに関与し、管轄権規定方式の差異という帰結を齎すかを導き出そうとするものであり、こうした点において本研究の新規性、意義を求めることができるのである。

II 義務化された管轄権の適用基準

1 属地主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権行使に関する属地主義の原則とは、自国領域内で行われた犯罪に対し、行為者・被害者の国籍などに関わらず、自国刑法を適用するというもので、これは管轄権行使原則のうち最も重要かつ強固な適用基準とされている¹⁹。特に英米法系の諸国は伝統的にこの原則を重視し、「自国民に対するものを除き、国家の法令の適用範囲は領域内に限定される」という厳格な属地主義を適用してきたが²⁰、それ以外の国々も含め、いずれの国家も基本的に本原則に基づく管轄権を行使している。すなわち属地主義は、ほぼすべての国において、犯罪に対する管轄権行使の第一義的な基本原則として承認され、十分に確立した原則と言える²¹。こうした点から、管轄権行使に関する属地主義の原則が各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有することは明らかである。なお属地主義の正当化根拠としては、自国の主権の及ぶ範囲で犯罪が行われた場合には国家はその主権に基づき刑罰権を行使すべきという国家主権に基づく説明と、犯罪行為地は他国より証拠収集が容易であるという手続き面による説明が伝統的になされてきた²²。

また、属地主義原則と関連する管轄権の適用基準として、船舶・航空機に関する旗国主義、登録国主義が挙げられ、これは、「属地主義の拡張」として、国外にある自国籍の船舶・航空機に対し管轄権を行使することを認めるものである。船舶を「浮かぶ領土」と見做す従来からの説明には批判もあり、今日では、旗国主義および登録国主義は属地主義とは分離した基準によるものであるという見解も存するものの²³、この適用基準自体は殆どの国の国内刑法で主張され、属地主義と同質の原則として十分に確立していると言える²⁴。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定

①ハーグ条約：旗国（登録国）主義

テロ防止関連諸条約のうち、まずハーグ条約では第4条1項a号において、犯罪行為が自国に登録された航空機内で行われた締約国に対し、裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課しており、すなわち、旗国（登録国）主義に基づく管轄権が義務的な規定として設定されている。航空機登録国の管轄権は、そもそもハーグ条約以前に採択されたテロ防止関連条約たる航空機内の犯罪防止条約（1963年、以下、東京条約）においてすでに設定されていたものであり²⁵、さらにハーグ条約の草案を起草・議論した国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization、以下、ICAO）の一連の諸会議の議事録に基づき同条約の管轄権規定の起草過程を検討することにより、ハーグ条約の起草の初期段階から、旗国主義に基づく管轄権を規定することについて各国の意見が一致していたことが確認される。例えば、1969年に開催された法律小委員会の議事録には、自国に登録された航空機において行われた犯罪に対する管轄権を各締約国が設定しなければならないことを条約に明記することが必要であると記されている²⁶。またその後開催された法律委員会およびハーグ条約制定のための外交会議（いずれも1970年に開催）においても、航空機登録国の管轄権を設定することについて特に争われた形跡がなかったことが各々の会議の議事録の検討をとおし確認される²⁷。

なお、ハーグ条約の管轄権規定の起草経緯においては、特にアメリカが、容疑者所在国は容疑者を航空機登録国に引き渡すべきであるとして、強制的引渡しを通じて航空機登録国に優先的な管轄権を設定すること、すなわち航空機登録国による訴追の一元化を一貫して強く主張し、多数の国家がこれを効果的なものと捉えていた。しかしながら、自国民や政治犯などの引渡拒否事由の存在により、登録国への強制的な引渡しが普遍的に受容されることは困難であるとの理由から、より広く受け入れられるものとして、航空機登録国による訴追の一元化に代わり、複数の管轄権を並立させ設定する方式が選択されることとなったのである²⁸。こうした経緯により、ハーグ条約では航空機登録国のほかに、航空機着陸国、航空機賃借人所在国、容疑者所在国の管轄権が規定され²⁹、同条約において採択された複数管轄権並立方式が原型となり、その後の一連のテロ防止関連諸条約に引き継がれることとなった。

②モンテリオール条約：属地主義

空港における航空機の襲撃事件の頻発などを背景として、ハーグ条約に続く形で1971年に民間航空不法行為防止条約（以下、モンテリオール条約）が採択された。同条約では第5条1項a号において、犯罪行為が自国領域内で行われた締約国に対し裁判管轄権設定のために必要な措置を取ること、すなわち属地主義に基づく管轄権の設定が義務付けられている。これはハーグ条約が、ハイジャックの防止を目的としているのに対し、モンテリオール条約の対象犯罪は、必ずしもそうした「飛行中の航空機内」で生じるものに限られず、航空施設の破壊等、地上での行為を含むことに起因するものである³⁰。

また、モンテリオール条約の起草に関するICAOの一連の諸会議および条約採択のための外交会議（1971年）の議事録を検証した結果、条約の起草過程全般を通じて特段争われることなく、属地主義に基づく管轄権が規定されるに至ったことが確認される³¹。なお、外交会議においてイスラエル代表から、「その国民または恒久的居住者によって行われた犯罪またはそれらに対して行われた犯罪」の場合に、締約国に対し管轄権設定義務を課すことが提案されており³²、これはすなわち能動的属人主義および受動的属人主義に基づく管轄権を追加することを主張するものである。これに対し、自国国内法において両者が規定されているので問題ないとする国があった一方で³³、各国法制が必ずしも統一的ではなく、管轄権の領域性、すなわち属地主義の原則が強固に確立している国もあること、また特に受動的属人主義に関して、多くの国家が自国刑法において同原則を有するものの、補完的な性質のものであるため、「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という同条約第5条3項の規定に包含され得るとして、条約上敢えて明示することに各国から疑問が呈された³⁴。起草過程におけるこうした議論により、結果としてイスラエル提案は外交会議において否決されることとなったのである³⁵。

2 能動的属人主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権の適用基準のうち能動的属人主義は、自国民が自国領域外において犯罪を犯した場合に、その者の国籍を基準として自国刑法を適用する原則を意味する。同原則は、英米法諸国では殺人罪などの重大犯罪に限定して適用されているものの、大陸法諸国では包括的に適用されており、またほとんどすべての国家の国内法システムにおいて採用されている。すなわち能動的属人主義は、属地主義と並ぶもう1つの伝統的且つ自明な管轄権行使原則として確立し、普遍的に受容されている適用基準であり、この点については学説上も認められている³⁶。したがって、管轄権行使に関する能動的属人主義の原則が各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有することは明らかと言える。なお、このように容疑者の国籍を根拠として管轄権を行使し得る正当化根拠としては、容疑者自らが国籍を有する国家に対して追う忠誠義務に基づくほか、国家の自国民に対する取り扱い、他国の関与するところではないという点が挙げられる³⁷。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：国家代表等犯罪防止条約

一連のテロ防止関連諸条約において、能動的属人主義に基づく管轄権は、国家代表等に対する犯罪防止条約（1973年、以下、国家代表等犯罪防止条約）の第3条1項b号にて、締約国に対し、「容疑者が自国の国民である場合」に裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課す、という義務的な規定として初めて設定された。

国家代表等犯罪防止条約の起草案を議論した国連総会第六委員会（第27～28会期、1972～1973年）の議事録に基づき³⁸、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、能動的属人主義に基づく管轄権を条約上規定することに対しては、キューバからのみ反対意見が出されたものの、これは、例えば容疑者が政治的亡命者の場合に政治犯の本国がその者の引渡しを求めることが可能となり、管轄権の競合が懸念されるという手続き的なものであることが明らかとなる³⁹。このほかには同原則を規定することに対する異論は条約の起草過程をとおして見出されないことから、特段の争いなく本規定が採択されたことが確認される⁴⁰。

以上から、ここまでの小括として、管轄権行使原則としての属地主義および能動的属人主義はいずれも、諸国の国内法により広く取り入れられ、各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」として確立された管轄権の適用基準であると認められる。さらに、これら2つの管轄権行使原則がテロ防止関連諸条約の管轄権規定において設定されるに際して、起草の段階から特段争われることなく、各条約の締約国に対し「裁判権を設定するために必要な措置をとる」義務を課すという義務的な管轄権として規定されたことに、これらの原則の確立された法の一般原則としての性質が反映されていると言える。

Ⅲ 義務化されなかった管轄権の適用基準

1 保護主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権行使原則としての保護主義とは、国家の安全や存立など、特に重要な国家法益を侵害する犯罪について、外国人が域外で行った行為であっても管轄権を行使できるという原則を意味する⁴¹。本原則の正当化理由としては、他国の安全等に対して行われた犯罪について第一次的被害を受けるのは、行為地国ではなく行為が向けられた国であるものの、大抵の国家の国内法においては、自国領域内で行われたそうした犯罪を処罰する規定が不十分であり、領域内でそうした犯罪が行われた国家が適切な手段をとれない場合、自国の根本的利益が脅かされた国家に対し処罰権限が付与されるべきという点に求められる⁴²。

なお歴史的経緯として、19世紀には保護主義をめぐる、同原則を肯定する欧州大陸法諸国と、自国民に対するものを除き国内法の適用範囲を領域内に限定するとして、属地主義を徹底する立場からこれに反対する英米法諸国の間で対立が生じていたが、20世紀初頭に

はこうした対立も解消された⁴³。例えば1935年のハーバード草案は、内乱罪など「国家の安全を害する犯罪」(第7条)、および通貨偽造など「国家の公的・経済的信用を害する犯罪」(第8条)について保護主義原則を規定しており、また、ほぼ例外なく、各国の刑法は保護主義の原則を認めている⁴⁴。換言すれば、保護主義は広く諸国の国内法において採用され、能動的属人主義とともに管轄権の域外適用原則として一般的に認められ十分に確立した原則とされる⁴⁵。こうした意味においては、保護主義も、先の2つの管轄権行使原則、すなわち属地主義および能動的属人主義と同じく、各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有すると言える。

他方で、このように保護主義が管轄権行使原則として確立した適用基準であることは疑いないものの、保護主義が適用される対象犯罪の範囲に関しては各国間で議論がある。すなわち、ハーバード草案に挙げられた2つの犯罪類型が保護主義に服することに対しては何らの異論も見出されないものの、それ以外の部分における保護主義の適用範囲自体については、学説上・国家実行上の明確な一致を欠いており、確定している状況にはないという点に留意する必要がある⁴⁶。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：人質行為禁止条約、SUA条約

一連のテロ防止関連諸条約において保護主義に基づく管轄権が最初に明確に規定されたのは人質行為禁止条約(1979年)である。同条約は第5条1項c号において、「犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合」に、締約国に対し裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課しており、保護主義に基づく義務的な管轄権を規定している。

人質行為禁止条約の起草案について議論した35カ国から成るアドホック委員会の会合(1977～1979年に計3回開催)の報告書および国連総会第六委員会(第32～34会期、1977～1979年)の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、当初、条約の草案段階では、自国が強要対象となる場合のみならず、自国が加盟国である国際機関が強要対象となった場合にも、管轄権を設定する義務が課されていた点が注目される。しかしながら、仮にそうした管轄権が設定されると容疑者所在国に対し引渡請求が殺到することとなり、いずれの請求国の引渡請求を受けるかを決定するのが困難である等の理由から、多数の国の反対により、アドホック委員会第二会期(1978年)においてこの部分は削除されたという経緯が見出される⁴⁷。これに対し、自国が強要対象となる場合、すなわち被強要国の管轄権に関しては、その起草過程において例えばフランスや白ロシアなど若干の国家が、被強要国というだけで管轄権を設定することにはならない等の反対の意を唱えたものの⁴⁸、それ以外の異論や特段の争いなく、義務的な規定として成立するに至ったことが確認される⁴⁹。

他方で、人質行為禁止条約の後に作成されたSUA条約(1988年)は、船舶上での又は船舶に対するテロ行為を規制することを目的に作成されたものであるが、管轄権を規定す

る第6条は、これまでのテロ防止関連諸条約と同様に、船舶の旗国、犯罪行為地国、容疑者国籍国に対し義務的管轄権を規定しつつ（1項）、犯罪の被強要国たる締約国に対しては、「自国の裁判権を設定することができる」という文言により任意の管轄権を設定している点が注目される（2項）⁵⁰。すなわち、先の人質行為禁止条約では義務規定として設定されていた保護主義に基づく管轄権が、SUA条約では任意規定へ格下げされることとなったのである。

（3）義務規定から任意規定へと変化した理由

SUA条約の草案を審議した国際海事機関（International Maritime Organization、以下、IMO）の一連の諸会議、特に特別準備委員会の会合（1987年に2回開催）の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討することにより、同条約において保護主義に基づく管轄権を規定することに対し、人質行為禁止条約の起草に際しては殆ど見出されなかった反対意見が少なからず存在していたことが明らかとなる。具体的には、保護主義の設定に反対する立場は、SUA条約に規定された犯罪行為の中には、国家に対する強要に関わるような言及がなく、そうした条約において保護主義に基づく管轄権を規定することは適切でないと主張している⁵¹。

この「国家に対する強要」という点に留意すると、保護主義に基づく管轄権が異論なく規定された先の人質行為禁止条約は、人質犯罪の定義として第1条1項において、「人質の解放のための条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者に対して強要する目的で行うもの」と規定し、犯罪構成要件において「強要目的」という要素を含んでいる。対してSUA条約は、第3条1項において犯罪行為として例えば、「暴力等による船舶の奪取、船舶内の人に対する暴力行為」などを列挙するものの、これらはいずれも「強要目的で行われる」という要素を含んでおらず、この点を捉え上記の反対意見は、SUA条約における保護主義の設定に異を唱えたと言える。

テロ防止関連諸条約の起草過程において、先に検討した属地主義、能動的属人主義に基づく管轄権の設定に際しては、こうした犯罪行為の定義をめぐる議論は特に見出されなかったのに対し、保護主義に基づく管轄権の設定に関して上記のような議論が生じた背景には、保護主義に特有の事情がある。すなわちまず、先に述べたとおり、保護主義一般については、属地主義や能動的属人主義と同じく、諸国の国内法の共通原則たる「法の一般原則」であると認められるものの、ハーバード草案に規定された内乱罪や通貨偽造罪といった各国間で争いのない対象犯罪以外の保護主義の適用範囲に関しては、必ずしも国家間で共通しているわけではないという点が挙げられる。さらにその前提として、保護主義は、「国家の安全や存立などの重要な国家法益を侵害する行為」に対し行使される管轄権の適用基準であり、すなわち侵害される法益の性質に基づくものであるという点において、実体的な犯罪構成要件と結びついた原則であるという点がある。

こうした点を念頭に、テロ防止関連諸条約における保護主義規定に改めて着目すると、

テロリズム犯罪の構成要件において、「強要目的」という要素が、保護主義の対象犯罪として認められるための重要な基準であり、人質行為禁止条約はその犯罪構成要件に「強要目的」を含んでいることから、人質行為は保護主義が適用され得るテロ犯罪であるという点について各国の合意形成が容易になされたと言える。換言すれば、当該犯罪行為により自国の安全といった重要な国家法益の侵害が生じるという点について各国の合意が存在し、それが人質行為禁止条約における保護主義に基づく管轄権規定の義務化を齎したとも言える。

対して、SUA条約の犯罪構成要件には「強要目的」という要素が含まれておらず、そのいずれの犯罪も必ずしも強要対象となる第三者を含むとは限らないとして、保護主義に基づく管轄権の設定に対し各国が異を唱えることとなった。すなわち、保護主義という管轄権行使原則自体は、ほぼすべての国が同意している原則という意味において法の一般原則であると認められるものの、自国の国家的法益に対する侵害の有無を基準とし、実体法との関連性が強い原則であるがゆえに、その対象範囲については、当該原則に服する典型的な犯罪類型を除き、各国間で共通の認識が形成されていない。こうした点を背景として、SUA条約の対象犯罪が保護主義が適用され得る犯罪行為であるかという点につき、各国の合意形成がなされず、結果として保護主義に基づく管轄権を設定することを締約国に義務付けるには至らなかったのである。

2 受動的属人主義

(1) 受動的属人主義の性質

受動的属人主義とは、自国民に対し自国領域外で外国人により行われた犯罪に対して管轄権を行使する原則であり、その正当化根拠としては、域外の自国民を保護する必要とともに、自国民に対する他国による管轄権行使への不信感などが挙げられる。つまり国家は国外でも自国民を保護する任務があり、他国による自国民保護の欠缺を国外犯処罰規定により補充するという点に受動的属人主義の意義が求められるのである⁵²。

なお受動的属人主義原則の特徴として、法の適正さを欠く報復的な処罰を招く恐れがあることや、他国の管轄権との衝突を理由として、他のいずれの管轄権行使原則に対してよりも、従来から、強い反対・抵抗が存在していたことが指摘される⁵³。特に、英米法系の国々が伝統的に本原則に強く反対し、ハーバード草案も受動的属人主義を認めることは論争を招くのみであるとして、これを独立した管轄権の基準として採用していないほか、犯罪一般に対して受動的属人主義を適用することに対し、依然として英米法系諸国を中心とした反対が存在している⁵⁴。

他方で、受動的属人主義を規定する各国の国内立法は一定数存在しており、特にテロリズム関連犯罪に関しては立法例や学説による同原則の承認が見出されるのも事実である⁵⁵。こうした点から同原則は、国際社会により徐々に受容され、今日では国際法上、許容された管轄権の適用基準であり、特に学説上は、テロ関連犯罪について同原則が国際法上認め

られるようになってきているという点で一致しているが⁵⁶、このような傾向が見られるようになったのは、テロ防止関連諸条約において同原則が規定されるようになったことと前後するとされる⁵⁷。そこで以下では、一連のテロ防止関連諸条約において受動的属人主義の原則を条約上初めて規定した人質行為禁止条約と、それに続く SUA 条約について、同規定の起草過程を検討する。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：人質行為禁止条約、SUA 条約

人質行為禁止条約は第 5 条 1 項 d 号において、受動的属人主義に基づく管轄権を規定するが、同条文は、締約国は「自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合」に自国の裁判管轄権を設定するため必要な措置をとる、として「自国が適当と認めるときは」という前提条件を付している。すなわち、同じく第 5 条 1 項に列挙された他の管轄権行使原則（属地主義、旗国主義、能動的属人主義、保護主義）がいずれも義務的な規定であるのに対し、受動的属人主義に基づく管轄権は、一連のテロ防止関連諸条約において最初から任意的な規定として設定されていたと言える。

人質行為禁止条約の起草案について議論したアドホック委員会の会合（1977～1979年に計 3 回開催）の報告書および国連総会第六委員会（第 32～34 会期、1977～1979 年）の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、受動的属人主義に基づく管轄権は、当該条約の当初の草案には規定されていなかったものの⁵⁸、自国民が人質行為の直接的な被害者である場合に当該国家が管轄権を設定しないのは不自然であるとして、管轄権の間隙を埋めることを意図してアドホック委員会第一会期（1977 年）においてフランス代表により提案されたものであると確認される⁵⁹。本提案は主にアドホック委員会第二会期（1978 年）において議論されたが、これを支持する国と反対する国に二分され、後者の立場が多数を占めていた。例えばアメリカは、必ずしもすべての国家が受動的属人主義を受容しているわけではないとして、管轄権を規定する第 5 条 3 項の「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という規定により、フランス提案の趣旨は満たされると主張している⁶⁰。さらにイギリスなどが、仮に受動的属人主義が規定されれば、被害者が複数にのぼり彼らが異なる国籍を有する場合には、当該犯罪に対し管轄権を有する国家を決定することが非常に困難になるとして、これに反対している⁶¹。起草過程では、このように各国の国内法を念頭に置きつつ、受動的属人主義を規定することにより生じる困難を考慮することが必要であるとして、同原則に基づく管轄権を条約規定として明記することに異を唱える国が多数を占めていたのである⁶²。最終的には、フランス提案に同調し受動的属人主義に基づく管轄権を明記しようとする国々と⁶³、そもそも本原則を認めずこれを規定することに反対する国々との妥協の結果として、「自国が適当と認めるときは」という条件を付したうえで、任意規定として設定されるに至った⁶⁴。

続く SUA 条約に関しても、同条約の起草に関する IMO の特別準備委員会の会合（1987 年に 2 回開催）の議事録の検討をとおり、管轄権規定の起草過程において、受動的属人主

義に基づく管轄権が先に述べた保護主義に基づく管轄権とともに議論の的となったことが確認される。すなわち、そもそも本規定を削除すべきとの意見や、範囲が広すぎるため狭めるべきという懸念が示されたほか⁶⁵、犯罪行為がその者の国籍を理由として被害者に対し向けられたときのみ管轄権を行使できるとすべきという提案がなされた。しかしそうした制限を設定することは、国籍を理由とする犯罪行為であるか否かの証明において重大な問題を引き起こすとの懸念から、かような制限は付さずに、SUA条約においても、人質行為禁止条約と同じく任意的な規定として受動的属人主義に基づく管轄権が設定されることとなったのである⁶⁶。

(3) 受動的属人主義が明記された理由

以上から、受動的属人主義の原則をテロ防止関連諸条約の管轄権規定として設定することに対し、その起草過程において他のいずれの管轄権行使原則と比しても、とりわけ批判的意見や反対意見が多く見出されることが確認された。またこうした起草の経緯に、受動的属人主義の原則が、属地主義や能動的属人主義のような、各国国内法の共通原則として広範かつ一般的に認められている「法の一般原則」としての位置づけを有さないことが反映されていると言える。他方で、「国内法に従って管轄権を行使することを妨げない」という趣旨の規定があるにも関わらず、受動的属人主義に基づく管轄権が、条約上敢えて明記されるに至った理由としては、以下の2点を指摘できる。

第一に、犯罪処罰における管轄権の欠缺の防止、すなわち、実効的な処罰の確保が強く求められるというテロリズム犯罪そのものの「性質」が挙げられる。先に述べたとおり、例えば人質行為禁止条約の起草過程では、受動的属人主義に基づく管轄権を条約上規定することに反対する立場として、管轄権の衝突・競合に対する懸念が示されていた。しかしながら、テロリズム犯罪は、「国際社会が一致して非難すべき重大犯罪」であり、その「不処罰を防ぐ」という条約目的を実現するために、いずれの国もこれを訴追しないという「管轄権の消極的競合」を生じさせるよりむしろ、被害者国籍国の管轄権を条約上明確に規定することにより、敢えて「管轄権の積極的競合」を生じさせることが選択されたと言える⁶⁷。

第二に、テロ防止関連諸条約は、条約の起草作業をとおり実体法の内容の相違を調整した結果として、如何なる国も受容できるような、明確な「国際法上」の「犯罪構成要件」を規定しているという点が挙げられる。すなわち、それぞれのテロ防止関連諸条約において、人質行為や海洋航行不法行為など、当該条約が対象とする犯罪行為類型の構成要件が明確かつ詳細に定められていることから、そうした犯罪行為に対し受動的属人主義を条約上設定することについて、各国の合意形成が容易であったと言える。特に、こうした点は、元来、受動的属人主義の適用に否定的ないし慎重な国家が、無制限に同原則の行使一般を許容するのではなく、一定の絞りをかけ、明確に定義された限られた犯罪に対してのみこれを認めるという方向性をとることを後押ししたとも言える。さらに、こうした明確な構成要件を有する犯罪に限定したうえで受動的属人主義の適用は、犯罪行為者自らが予想

できない刑事責任を生み出すことはないという、すなわち予見可能性が担保されるという点も指摘できる⁶⁸。

以上のような特徴を有するテロ防止関連諸条約においてであるからこそ、少なからずその適用において懸念や反対があり、本来であれば、「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という条文により行使を妨げられない受動的属人主義に基づく管轄権を、条約規定として締約国に対し明示的に許容することが実現したと言える。

IV おわりに

本稿の目的は、各国国内法に共通する原則としての「法の一般原則」の観点から、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成、すなわち義務的な規定か任意的な規定かという差異が生じる理由について明らかにすることであり、以上の検討から、それぞれの管轄権行使原則が法の一般原則としての位置づけを有するか否かという点、さらに法の一般原則をめぐる各管轄権行使原則の性質が、条約上の管轄権規定の形成に以下のように作用していることが導かれる。

まず、管轄権行使原則のうち、属地主義と能動的属人主義は、諸国の国内法の共通原則として確立しており、法の一般原則として強固な位置づけを有する管轄権の適用基準である。それゆえに、条約上の管轄権規定として、締約国にその設定を「義務付ける」ことに対する各国の合意形成が容易であり、すなわちこれら2つの管轄権行使原則は、「義務付けになじみやすい」適用基準であるとも言える。換言すれば、一連のテロ防止関連諸条約において、属地主義および能動的属人主義が、一貫して義務的な管轄権として設定されていることは、これらの原則が「確固たる法の一般原則」として確立していることに基礎付けられている。

これに対し、管轄権行使原則としての保護主義は、一般的にほぼすべての国が同意している原則であるという意味においては、先の2つの原則と同様に、法の一般原則としての位置づけを有している。但し、保護主義は、自国の重要な国家法益の侵害を基盤とする、すなわち侵害される法益の性質に基づき、実体的な犯罪構成要件と結びついた原則であるがゆえに、内乱罪や通貨偽造罪といった各国間で争いのない対象犯罪以外の適用範囲についてまでは国家間で共通の認識が形成されておらず、個々のテロ防止関連諸条約において何を以て国家の安全の侵害とみるかという対象範囲の幅において各国の判断が入り込む余地が生じる。

こうした意味において、保護主義は、各国家の判断の入り込む余地のない属地主義や能動的属人主義ほどに「確立した法の一般原則」であるとは言えず、従って、裁判管轄権規定の形成において、必ずしも「義務付けになじまない」法の一般原則である。すなわち、テロ防止関連諸条約に規定された犯罪行為のうち、保護主義が適用されるものとして十分

な合意がない構成要件部分については、保護主義に基づく管轄権の義務化が容易には図れず、結局 SUA 条約において保護主義が義務規定ではなく任意規定として設定されるに留まった理由はこの点に求められる。

最後に受動的属人主義は、他の管轄権行使原則ほどには各国国内法において受容されておらず、その適用に対し懸念や反対も存することから、そもそも法の一般原則としての位置づけを有さない管轄権の適用基準である。他方で、テロリズム犯罪の重大性、その処罰を確保する必要性とともに、実体法の内容の相違を調整した結果として、テロ防止関連諸条約において犯罪の構成要件が明確化されているからこそ、任意的なものとしつつも、条約上の明文規定として受動的属人主義を設定することにつき各国が合意し得たのである。なお、その一般的適用については依然として反対や慎重な意見があるものの、テロ防止関連諸条約上、受動的属人主義が敢えて明記された点に、「テロリズム犯罪」という絞りを掛けたうえで、まだそこには至らないが、受動的属人主義が法の一般原則に近づきつつある「萌芽」が現れていると言える。

以上から、「法の一般原則」の観点からテロ防止関連諸条約の管轄権規定の形成について検討した結果、管轄権の適用基準に関して以下のような階層化が示される。すなわち第一に、「条約規定としての義務付けになじむ確固たる法の一般原則」としての属地主義、能動的属人主義、第二に「法の一般原則としての位置づけは有するが、必ずしも条約規定としての義務付けになじまないもの」としての保護主義、さらに第三として「法の一般原則としての位置づけは有さないものの、対象犯罪を限定したうえで法の一般原則に近づきつつあるもの」としての受動的属人主義、という3つの階層である。いわば、このような法の一般原則としての性質をめぐる濃淡が、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成—すなわち、一貫して義務規定として設定、義務規定から任意規定へと変化、一貫して任意規定として設定—に反映されており、こうした点に法定立という場面における法の一般原則の機能を見出すことができる。

なお、本稿では検討対象外とした管轄権行使原則たる普遍主義について、同原則が法の一般原則としての位置づけを有するか、またその性質が容疑者所在国の管轄権規定の形成に如何に影響しているか、さらに本稿の結論を普遍主義の議論へと敷衍し得るかといった点に関する検討は今後の課題とする。

[付記]

本稿は、国際法学会 2016 年度（第 119 年次）研究大会（2016 年 9 月 10 日、於：静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ）における報告（「テロリズム防止関連条約における法の一般原則の機能—管轄権規定を中心として」）の内容を大幅に加筆修正したものである。

¹ 成立順に、①航空機内の犯罪防止条約（1963年）、②航空機不法奪取防止条約（1970年）、③民間航空不法行為防止条約（1971年）、④国家代表等犯罪防止条約（1973年）、⑤人質行為禁止条約（1979年）、⑥核物質防護条約（1980年）、⑦空港不法行為防止議定書（1988年）、⑧海洋航行不法行為防止条約（1988年）、⑨大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書（1988年）、⑩プラスチック爆薬探知条約（1991年）、⑪爆弾テロ防止条約（1997年）、⑫テロ資金供与防止条約（1999年）、⑬核テロリズム防止条約（2005年）。

² ハーグ条約第4条2項。さらに容疑者所在国に対しては、容疑者を直接利害関係国に引き渡すか、さもなければ自国で訴追するといういずれかを選択する義務を課しており（同第7条）、この「引き渡すか訴追するか」と称される訴追原則は、ハーグ条約以降のテロ防止関連諸条約において定式化されている。

³ ハーグ条約以降の11の条約のうち、プラスチック爆薬探知条約は管轄権規定を有さない。

⁴ なお容疑者所在国の管轄権は、自国における容疑者の所在という連結のみを根拠とするという点から、普遍主義に基づくものであるという見解が学説上多数を占める。この点につき検討したものととして、拙稿（2011）「国際テロリズムに対する法的規制の構造」『国際関係研究』第31巻2号、61-70頁。

⁵ テロ防止関連条約としては、2010年に、民間航空不法行為防止条約（モンテリオール条約）およびハーグ条約の改正条約として、前者に対しては新たに国際民間航空不法行為防止条約（北京条約）が、後者については同条約を改正する追加議定書（北京議定書）が採択された（2018年1月時点でいずれも未発効）。米国同時多発テロ以降の現実に対応すべく、北京条約は航空機に対する生物・化学・核（BCN）兵器の使用や航空機によるBCN兵器の輸送等を犯罪化するとともに、条約上の犯罪の共謀・寄与を犯罪化した点、北京議定書は条約上の犯罪の共謀・寄与を犯罪化した点が特徴である。三浦潤（2012）『国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約』（北京条約）及び『航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書』（北京議定書）の採択『空法』第53巻、25-26頁。なお、北京条約および北京議定書ともに、管轄権規定（それぞれ第8条、第VII条）に関しては、今回検討対象とするテロ防止関連諸条約とその構造において特段の差異はなく、これまでの条約の管轄権規定を引き継いでいる。

⁶ 山本草二（1994）『国際法（新版）』有斐閣、23頁。

⁷ 江藤淳一（1990）「国際テロリズムに対する刑事管轄権」『比較法』第28巻、178頁。

⁸ ロチュース号事件とは、1926年に公海上でロチュース号（フランス船）とボス・クルト号（トルコ船）が衝突した結果、ボス・クルト号が沈没しトルコ人乗員8名が死亡した事件である。トルコ当局が、衝突後にトルコに到着したロチュース号の当直士官（フランス人）と、ボス・クルト号の船長（トルコ人）の両者を刑事裁判にかけたが、これにフランス政府が抗議し、トルコがフランス人当直士官を訴追する管轄権を有するかにつき、常設国際司法裁判所（PCIJ）で争われた。西村弓（2010）「ロチュース号事件」杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例50』三省堂、62頁。

⁹ Jennings, Robert (1957), "Extraterritorial Jurisdiction and the United States Antitrust Law," *BYLL*, Vol.33, p.150 ; 竹内真理（2006）「域外適用法理における受動的属人主義の理論的位置づけ」浅田正彦編『二十一世紀国際法の課題』有信堂高文社、67頁。ロチュース号事件判決（PCIJ Series A, No.10, 1927）では、管轄権行使一般については主権内在説が妥当するとしたが、刑事管轄権についてこれが妥当するかについては触れておらず、公海上の衝突事案については旗国主義の排他性は立証されないとしてトルコの行為の違法性を否定した。なお、その後、船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄権についての規則の統一に関するブラッセル条約

(1952年)や公海条約第11条、国連海洋法条約第97条は、公海上での衝突に関する刑事管轄権は船舶の旗国又は訴追対象乗員の本国に専属すると定めており、PCIJの判決は今日では継承されていないと言える。西村(2010)、62-65頁。

¹⁰ 小寺彰(1998)「国家管轄権の域外適用の概念分類」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権：国際法と国内法』勁草書房、349頁。

¹¹ “Jurisdiction with Respect to Crime,” *Supplement to AJIL*, Vol.29, 1935, pp.439-633.

¹² その他、国籍、外国人への損害に対する国家責任、領海、海賊等に関する草案が作成された。

¹³ Svantesson, Dan (2015), “A New Jurisprudential Framework for Jurisdiction: Beyond the Harvard Draft,” *AJIL Unbound*, vol.109, p.69.

¹⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.444-445.

¹⁵ 小寺(1998)、349-350頁；竹内(2006)、67頁。

¹⁶ Jennings(1957), p.175.

¹⁷ 小寺(1998)、349-350頁。

¹⁸ 竹内(2006)、67頁。こうした点を指摘するものとして他にMann, F.A. (1964-I), “The Doctrine of Jurisdiction in International Law,” *Recueil des Cours*, tome 111, pp.83, 94-95.

¹⁹ Sucharitkul, Sompong (1987), “International Terrorism and the Problem of Jurisdiction,” *Syracuse J. Int’l Law and Com.* Vol.14, p.167；Cassese, Antonio, et.al. (2013), *Cassese’s International Criminal Law 3rd ed.*, Oxford Univ. Press, p.271.

²⁰ Blakesley, Christopher (1987), “Jurisdiction as Legal Protection against Terrorism,” *Conn. Law Review*, vol.19, p.921；山本草二(1991)『国際刑事法』三省堂、139頁；竹内真理(2010)「域外適用法理における保護主義の成立基盤」岡山大学法学会『法学と政治学の新たな展開』有斐閣、250頁。

²¹ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.480-481；Blakesley(1987), p.920；江藤(1990)、181-182頁；小寺(1998)、353頁。

²² 渡邊卓也(2005)「消極的属人主義による国外犯処罰」『清和法学研究』第12巻2号、96-97頁。

²³ 山本(1991)、173-174頁。

²⁴ 江藤(1990)、182-183頁。

²⁵ 東京条約の起草過程では、当該条約において航空機登録国の刑事管轄権について統一的な規則が形成されることが全体で合意され、以下の第3条1項が異論なく規定されるに至った。ICAO Doc. 8111-LC/146-2 (1960), Legal Committee, 12th Session (18 August-4 September 1959), Vol. II *Documents*, p.6, para.4.

東京条約第3条は以下のように規定する。

1 航空機の登録国は、当該航空機内で行なわれた犯罪及び行為について裁判権を行使する権限を有する。

2 各締約国は、自国において登録された航空機内で行なわれた犯罪につき、登録国として裁判権を設定するために必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

²⁶ ICAO Doc. 8838-LC/157 (1969), Subcommittee of the Legal Committee on the subject of Unlawful Seizure of Aircraft, First Session (10-21 February 1969), Second Session (23 September-3 October 1969), *Reports and Documentation*, p.5, para.13.

²⁷ ICAO Doc. 8877-LC/161 (1970), Legal Committee Seventeenth Session, *Minutes and Documents relating to the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada；ICAO Doc. 8979-LC/165-2 (1972), International Conference on Air Law, The Hague, December

1970, vol. II *Documents*, Montreal Canada.

²⁸ ICAO Doc. 8877-LC/161 (1970), pp.16-17, para.12. ハーグ条約の管轄権規定の成立経緯について検討したものとして、拙稿 (2011) 「テロリズム防止関連条約における『引き渡すか訴追するか』原則の成立」『国際関係研究』第 32 卷 1 号、41-50 頁。

²⁹ それぞれハーグ条約第 4 条 1 項 b 号、c 号および同条 2 項において規定されている。

³⁰ 栗林忠男 (1978) 『航空犯罪と国際法』三一書房、129 頁。

³¹ ICAO, Doc. 9081-LC/170-1 (1973), International Conference on Air Law, Montreal, September 1971, Volume I *Minutes*, p.55, para.27.

³² *Ibid.*, p.56, para.36.

³³ フランス、*Ibid.*, p.56, para.38.

³⁴ ザンビア、*Ibid.*, p.56, para.39; スイス、*Ibid.*, p.57, para.42 など。

³⁵ *Ibid.*, p.57, para.43.

³⁶ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.519-520 ; Akehurst, Micheal (1972/73), “Jurisdiction in International Law,” *BYIL*, vol.46, pp.156-157 ; Sucharitkul (1987), p.169 ; Cassese (2013), p.273 ; 小寺 (1998)、353 頁。

³⁷ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.519-520.

³⁸ 国連総会の 6 つの主要委員会のうち、第六委員会は主に法律問題を取り扱う。

³⁹ UN GAOR, 28th Session, Sixth Committee, *Summary Records of Meetings* (19 September-17 December 1973), p.206, 1435th meeting, para.19.

⁴⁰ *Ibid.*, pp.205-215, 1435th -1437th meetings.

⁴¹ 山本 (1991)、156 頁 ; 竹内 (2010)、247 頁。

⁴² 山本 (1991)、157 頁。

⁴³ Cameron, Iain (1994), *The Protective Principle of International Criminal Jurisdiction*, Dartmouth, pp.35-45 ; 山本 (1991)、157 頁。この経緯について詳細に検討したものとして竹内 (2010)。

⁴⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.543-561.

⁴⁵ Akehurst (1972/73), p.158 ; Blakesley (1987), p.933 ; 山本 (1991)、157 頁。

⁴⁶ Akehurst (1972/73), p.158 ; Cameron (1994), pp.2-3 ; 山本 (1991)、157 頁 ; 竹内 (2010)、247 頁。

⁴⁷ オランダが、強要対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除する旨を提案する修正案を提出したところ、多くの国がこれを支持し、同管轄権は削除されるに至った。

UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.10, para.39 ; UN GAOR, 34th Session, Sixth Committee (1979), A/C.6/34/SR.53, p.8, para.23.

⁴⁸ フランス、UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.90, para.12 ; 白ロシア、UN GAOR, 34th Session, Sixth Committee (1979), A/C.6/34/SR.13, p.19, para.90.

⁴⁹ UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), pp.38-45. 人質行為禁止条約の管轄権規定の成立経緯について検討したものとして、拙稿 (2013) 「人質行為防止条約における裁判管轄権規定」『日本大学国際関係学部研究年報』第 34 集、19-28 頁。

⁵⁰ SUA 条約第 6 条 2 項 c 号は以下のように規定する「第 6 条 2 締約国は、次の場合において第三条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合」。同項はそのほ

かに、容疑者たる無国籍者の常居所国（同 a 号）、被害者国籍国（同 b 号）に対し任意の管轄権を設定している。

⁵¹ IMO PCUA 2/5 (1987), Ad Hoc Preparatory Committee on the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation, *Report of the Second Session*, p.18, para.93. SUA 条約の管轄権規定の起草経緯について検討したものとして、拙稿（2017）「海洋航行不法行為防止（SUA）条約における裁判管轄権規定」『危機管理学研究』創刊号、26-41 頁。

⁵² Cassese (2013), p.277 ; 渡邊（2005）、115 頁。

⁵³ 江藤（1990）、203 頁；村瀬信也他（1994）『現代国際法の指標』有斐閣、146 頁。

⁵⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” p.579 ; 江藤（1990）、184 頁。

⁵⁵ Halberstam, Malvina (1988), “Terrorism on the High Seas: The Achille Lauro, Piracy and the IMO Convention on Maritime Safety,” *AJIL*, vol.82, p.297 ; 江藤（1990）、194-197、203 頁。例えば、米国の「人質犯罪の防止と処罰に関する法」（1984 年）は、人質犯罪の被害者が米国民である時に米国の管轄権を認める規定を有しており、同じく米国の「外交官等保護及び反テロリズム法」（1986 年）はテロ行為一般について受動的属人主義を認める。

⁵⁶ Sucharitkul (1987), pp.169-170; Cassese (2013), p.277; 江藤（1990）、184 頁; 竹内（2006）、63-64 頁。米国外交関係法第三リステイトメントも、402 条の注釈 g において、自国民に対する組織的なテロや国家代表等の暗殺などについては、受動的属人主義が認められてきているとする。Restatement 3rd, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, § 402 Comment g and Reporter’s Note 3 (1987).

⁵⁷ 竹内（2006）、63-64 頁。

⁵⁸ UN Doc. A/AC.188/L.3, in UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.107.

⁵⁹ UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.113; UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), p.41, para.15.

⁶⁰ UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), p.43, para.24.

⁶¹ イギリス、Ibid., p.40, para.11 ; オランダ、Ibid., p.39、para.6 など。

⁶² 例えばイラン、Ibid., p.43, para.26 ; スウェーデン、Ibid., p.43, para.27 ; ソ連、Ibid., p.44, para.29 など。

⁶³ フランス提案を支持した国として西独、Ibid., p.42, para.20 ; 日本 GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.85, para.10 など。

⁶⁴ UN GAOR, 34th Session Supplement No.39, A/34/39 (1979), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.12, para.47.

⁶⁵ IMO PCUA 2/5 (1987), p.17, para.86.

⁶⁶ Ibid., pp.17-18, paras.88-89.

⁶⁷ Halberstam (1988), p.296.

⁶⁸ 江藤（1990）、205 頁。江藤教授は米国 Yunis 事件判決について、同判決が人質行為禁止条約における受動的属人主義の採用を指摘したうえで、国際社会が一致して非難する犯罪に対しては、犯罪者は自らの行為の違法性を知っている筈であり、重大かつ普遍的に非難される犯罪への受動的属人主義の適用は、予想できない刑事責任を生み出すことはない、として受動的属人主義の適用を肯定したとする（U.S. v. Yunis, 681 F. Supp.902-5 (D.D.C.1988)）。